かけはし21

第９号
発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花　俊裕

目次

一・年頭ご挨拶、晴れの受賞お慶び……1
二・第20回農業委員統一選挙……2
三・新規加入者大幅な増加……3
四・県認定農業者連絡協議会が設立……4
五・農地政策の見直しに係る組織検討……5
六・徳島県農業会議等の行事予定……6

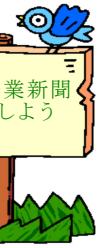

年頭ご挨拶

会長　四宮　肇

新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

日頃は、農業委員会系統組織活動に格別のご理解・ご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり、わが国経済・社会はグローバル化が急速に進展する中で、国・地方における厳しい財政事情や少子・高齢化社会の到来を迎え、各種の制度・施策の抜本的な改革が進められています。

そういった中、近年の燃料用エタノールなど食用以外の穀物需要の増加や天候不順等も加わって、世界の食料需給の逼迫が憂慮され、わが国の食料需給にも影響が出始めております。

また、残された大きな農政課題である農地政策の改革については、特に昭和一桁世代の農業経営からのリタイヤや、不在村農地所有者の増加等に伴う耕作放棄地問題が大きくクローズアップされており、自ずと農業委員会組織の活動状況に対し、世間から強い関心の眼差しが注がれる事態となっています。

農地は国民への食料供給、環境保全の基盤であり、地域の人々により維持・管理されている極めて公共性の高い、そしてかけがえのない限られた貴重な資源です。農地政策の改革を言うとき、「適正な土地利用計画のもとで大切に管理し有効利用する必要がある」との基本的理念を明確にして、所有者・利用者は言うに及ばず国民全体の共通意識として再構築することが改めて迫られています。

農地行政とその推進運動の一翼を担う私ども農業委員会系統組織は、今一度地域農業の再生のための「土地と人対策」という基本に立ち返って、農業・農村現場と顔の見える関係にある本来の特性を十全に活かしながら、自治体農政の推進に大きな役割を発揮する実践活動にいまこそ全力投球するときです。

そのため、農業者の利益を代表する行政委員会として、ネットワークを活かしながら、農地の無断転用防止など厳正な農地行政の執行や、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた農地パトロール活動の強化をはじめ、農業・農村現場の意向を汲み上げ、市町村や県・国等の施策に反映する農政運動の展開など、「目に見える農業委員会活動の実現」に向けて、組織が一丸となって取り組むことが強く求められています。

農業会議といたしましても、農業委員会系統組織の一員として、皆さん方と心を一にして頑張る所存でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

晴れの受賞お慶び

■ 秋の叙勲受章者 ■

平成19年秋の叙勲で次の方が旭日双光章受章の栄誉に浴されました。誠におめでとうございます。

▽東亨一（那賀町農業委員会会長・徳島県農業会議常任会議員）

■ 農業委員表彰等受賞者 ■

平成19年度農業委員に対する農林水産大臣表彰並びに知事感謝状授与式が12月19日県庁講堂で行われました。栄えある受賞者は次の9名の方々です。

◇ 農林水産大臣表彰 ◇

▽坂東政義（徳島市農業委員）

◇ 徳島県知事感謝状 ◇

▽國見　朗（美馬市農業委員）
▽南　邦彰（三好市農業委員）
▽中川　浩（那賀町農業委員）
▽後山俊二、下川勝巧、藤元雅文（以上、牟岐町農業委員）
▽堺谷啓男、瀧本博文（以上、美波町農業委員）
▽和田健（徳島県酪農業協同組合組合長・徳島県農業会議常任会議員）

農林水産大臣表彰状の授与

あぜ道の声

品目横断的経営安定対策などを柱とした政策が、生産者の実情や地域の実態に合わせて、見直された。

政権・与党が昨年7月の参議院選を通じて、生産者の思いを肌で感じたことを受けて、「御用聞き農政」を掲げて生産現場の意見を聞いて回った結果が、「見直し農政」に反映されたわけである。

改革の初年度から見直さざるを得なくなったことに複雑な思いはするが、この度の見直しは、生産現場に目配りした跡が見て取れ一定の評価はできるものの、生産者が、改革のレールに安心して乗れるように、今回の見直しで十分かどうか、予算審議の中でしっかりと議論いただきたいものである。

この度のように、農政の行方が選挙の結果で「あっちへ行ったりこっちへいったり」することに大きな抵抗があるが、もし仮に、あのような参議院選の結果が無ければ、見直されることなく推し進められていたかと思うと、複雑な気持ちである。

我々も、常日頃から、生産現場の声をしっかりと申し上げ、「真の農家のための改革」が進められるよう務めなければならないと思う次第である。（TT）

第二〇回農業委員統一選挙

女性・青年農業者、認定農業者等の多様で行動力ある人材を農業委員に

本年７月に実施される第20回農業委員統一選挙は、農業委員会系統組織はもとより、農業・農村にとっても極めて重要な意味を持つものです。このため、統一選挙に向けて農業委員会制度と組織の役割についての啓発普及や地域農業の振興に意欲と情熱を持った行動力のある多様な人材が数多く立候補する環境づくりに取り組むことが重要です。

農業委員会制度と組織の役割の啓発・普及

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会です。大きな特徴は、公職選挙法に準じて農業者自らが選んだ農業委員を中心に構成され、運営していくことがあげられます。

その意味で農業委員を選挙する農業者の方々の意識と農業委員会に対する理解が大変重要となります。このため、農業委員会の役割と機能、活動について広く農業者にＰＲを行うとともに、地域の農業者の代表として広く信頼され、地域農業の振興・発展に、情熱と意欲を持った多様で行動力ある人材が数多く立候補できる環境づくりに努めることが重要です。

「行動する農業委員会」の取り組みをＰＲ

農業委員会は、行政委員会として「優良農地の確保と有効利用」「担い手の確保・育成」など地域農業の振興と構造政策を担う推進組織であることや、同時に農業者の声を受け止めて政策提案を行うなど、農業者の公的な代表機関としての重要な役割・機能を持っていること、さらに「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」との組織理念の下に、「農地と担い手を守り活かす運動」を基礎とした行動する農業委員会の取り組みを行っていること等について、農業者や住民をはじめ、関係機関・団体等に幅広く理解を求めることが重要です。

女性・青年農業者、認定農業者等の人材の選出の推進

地域農業の振興・発展に向けた幅広い意見集約を図り、行動する農業委員会としての活動の強化を図るため、農林水産事務次官通知「『農業委員会の選任委員の選定について』の一部改正について」及び第一五九回国会における「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」等を踏まえて、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手による選挙委員への立候補や、選任委員への登用に向けた取り組みを一層推進する必要があります。特に、女性農業委員については、「農山漁村男女共同参画推進指針」を踏まえ、一農業委員会当たり複数の女性農業委員の確保を目標とするとともに、認定農業者の農業委員についても全体の３割を目標に、議会推薦の選任委員枠の一層の活用を図るとともに、選挙委員として立候補を促す環境づくりについて関係者の理解と協力を得ることが大切です。

（第20回統一選挙対策推進要領）

第20回農業委員統一選挙に関する申し合わせ決議

平成20年1月15日

1．農業委員会組織の役割と取り組み、農業委員選挙の意義等について関係機関・団体をはじめ、農業者や住民等へ幅広く普及浸透を図ること。

2．女性・青年農業者、認定農業者等の立候補を促す環境づくりに努めるとともに、選任委員については、意欲と情熱を持って地域農業の振興に取り組む多様で行動力のある人材の登用が図られるよう、関係方面への働きかけを行うこと。

3．とくに、女性農業委員については、１農業委員会当たり複数の選出を目指すとともに、認定農業者の農業委員についても全体の３割の選出を目標とすること。

20年度税制改正の予定

軽油引取税の免税措置が拡充される予定

平成20年度の税制改正に関して、徳島県農業会議から要望していた「農作業受託についても軽油免税措置」が認められることになった。

軽油引取税は、道路の改修等の費用に充てることを目的に、軽油に課税される県税だ。

道路を走行しない農業用の機械等については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り免税されることになる。税率は1リットルあたり約32円（平成20年3月31日まで）となっているので、例えば１０００リットル使用する場合は３２１００円が免税されることになる。

この軽油の免税措置については、これまで農作業を受託する場合は認められていなかったが、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）においても、農作業受託農地を経営面積に算入するなど、農作業を受託することで、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが期待されているので、これら政策課題に応えて平成20年度の税制改正で免税措置が拡充されることになったものだ。

新規加入者大幅な増加

農業者年金加入推進の進捗状況

「農業者年金加入者10万人早期達成の3カ年計画」に基づく各県ごとの新規加入目標数が配分されてから10ヶ月、徳島県内の農業者年金の新規加入者数は例年にないペースで増えている。

これは、本年度から始まった加入推進特別対策により、各市町村ごとに加入推進部長が設置され、身近な人から新しい農業者年金制度について正確な情報が伝えられたことや、11月に開催された加入推進大会で、農業委員会・ＪＡの役職員の意識が高まり、戸別訪問等の加入推進活動が展開された結果であると考えられる。

平成20年1月8日現在の各市町村の新規加入者数は下表のとおりであり、阿波市の18人をトップに藍住町が14人、板野町・上板町が8人と続いている。

反面で、新規加入者数ゼロの市町村も11カ所あり、地域の農業形態や農業を取り巻く環境によって、加入が進んでいる市町村とそうでない市町村の間に大きな差が生まれている。

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定と福祉の向上」という目的の他に、「農業の担い手の確保」という目的も併せ持っていることから、各市町村の地域農業を担っていく認定農業者等の担い手に対して、今後より一層の働きかけを行う必要がある。幸い年度末にかけて多くの農業委員会が加入推進強調月間を設定していることから、農業委員会・ＪＡが一体となった加入推進活動が実施され、加入者いない市町村においても一定の成果が上がることが期待されている。

農地に関する相談Q&A

【Q】利用権の存続期間において、当事者双方が合意すれば、賃貸借は解約できますか?。その場合は、農地法第20条の適用はありますか?。

【A】利用権設定等促進事業により設定された賃貸借は、期間の定めのある賃貸借で、その期間は賃貸借当事者及び関係権利者の合意により定められます。したがってその期間は当然期間満了まで存続することが期待されています。

利用権の存続期間または残存期間中に一方の側の理由による解約により、賃貸借または使用貸借が終了することは、利用権設定等促進事業の実施上重要な支障となりかねませんので、農用地利用集積計画において「解約権の留保をしない」旨の内容が定められております。

しかし、何らかの事情でどうしても存続期間の途中で賃貸借を解約しようとする場合は、農地法第20条の適用を除外しておりませんので、この規定を適用することができます。ただ、当事者の合意で賃貸借を途中で解約しようとする場合は、その合意が賃貸借にかかる農地等を引き渡す（返還する）こととなる期限前６ヶ月以内のもので、その合意が書面により明らかである場合には、農業委員会に解約する旨を通知すればよいこととなっています。

平成19年度農業者年金加入推進進捗状況（農業委員会受付済み）

平成20年1月8日現在

市町村名	3カ年目標数	19年度目標数	新規加入者数	3カ年目標達成率	19年度目標達成率
徳島市	39	23	5	13%	22%
鳴門市	32	32	7	22%	22%
小松島市	7	10	4	57%	40%
阿南市	15	5	8	53%	160%
吉野川市	9	9	0	0%	0%
阿波市	28	5	18	64%	360%
美馬市	7	7	1	14%	14%
三好市	4	1	0	0%	0%
勝浦町	6	1	0	0%	0%
上勝町	2	2	0	0%	0%
佐那河内村	4	2	2	50%	100%
石井町	9	13	0	0%	0%
神山町	4	1	0	0%	0%
那賀町	3	2	0	0%	0%
牟岐町	1	1	0	0%	0%
美波町	1	1	1	100%	100%
海陽町	2	1	1	50%	100%
松茂町	7	7	0	0%	0%
北島町	2	1	5	250%	500%
藍住町	9	9	14	156%	156%
板野町	9	8	8	89%	100%
上板町	7	8	8	114%	100%
つるぎ町	1	1	0	0%	0%
東みよし町	2	3	0	0%	0%
合計	210	153	82	39%	54%

徳島県認定農業者連絡協議会が設立

平成19年12月14日、徳島市のホテル千秋閣において、徳島県下の認定農業者ネットワーク組織として徳島県認定農業者連絡協議会が設立され、新役員の選任と19年度事業計画が承認された。

この認定農業者連絡協議会は、認定農業者同士の相互研鑽や情報提供を通じて経営改善を図ることを目的に設立されたので、その概要を紹介する。なお、新役員に就任されたのは次の皆さん。

会長 原　賢治

◇新役員 敬称略◇

▽会長 原 賢治(小松島市)
▽副会長 山下信良(徳島市)、阿部正則(阿南市)▽監事 小笠利一(三好市)、木村茂久(東みよし町)▽理事 井上正雄(牟岐町)、竹前晴夫(吉野川市)

◇連絡協議会の事業◇

連絡協議会の目的を達成するため、①認定農業者同士の交流、②認定農業者の経営発展に向けた研修会、③認定農業者への情報提供、④その他目的達成に必要な事項等について取り組むこととしている。

◇連絡協議会の会員◇

連絡協議会の会員は、地域段階で組織化された「市町村認定農業者連絡協議会」を一般会員とし、市町村に認定農業者の組織化がされてない場合は、市町村段階の農業関係機関団体を構成員とする地域担い手育成総合支援協議会を特別会員にしている。

徳島県認定農業者連絡協議会設立総会

「第3回四国地区担い手農業者交流集会」が2・26日に開催

四国地区の認定農業者が一堂に会し、相互の連携と交流を深めるとともに、経営者能力の向上に向けた研修会や現地視察を通じて、認定農業者の資質向上と経営体質の強化に資することを目的に、「第3回四国地区担い手農業者交流集会」が徳島県認定農業者連絡協議会（原賢治会長）の主催により開催されることになった。

開催日は、2月26日～27日で、徳島プリンスホテルを主会場として四国各県の認定農業者約300人が参加する予定だ。

トヨタ、キャノンなど世界的な企業は、「ブレイクスルー思考（突破の科学）」を採用して激動の時代を賢く生き抜いてきたが、その「考え方」の発案者で世界的に知られる中京大学社会学教授の日々野省三先生から「過去の延長線上には未来はない（飛び出せ農業）」と題しての記念講演がある。

次いで事例発表として、椎茸栽培を基盤に、付加価値商品の開発・販売に取り組み、優良認定農業者として農林水産大臣表彰を受賞した(有)丸浅苑の湯浅明男氏から「現状を突破し、経営安定へ」題して発表を予定。

また、新規参入でイチゴ作りから法人化した（合資）たけおか農林の竹岡誠司氏から「新規参入から、法人化へ」と題しての事例発表がある。

翌27日には小松島市の直売所「あいさい市場」とフルーツトマトを生産している「(有)樫山農園」の視察が組まれている。

品目横断的経営安定対策の見直し

政府・与党は農政改革の3対策の08年度からの見直しを決めた。このうち、品目横断的経営安定対策では、制度の基本を維持しつつ、「水田・畑作経営所得安定対策」に名称を変更し、市町村の判断で加入を認める制度を創設した。ここではその主なものを紹介する。

面積要件の見直し

物理的特例や所得特例などの既存の特例措置を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域の担い手として「地域水田農業ビジョン」に位置づけられ、市町村が認めた認定農業者又は集落営農組織であれば、経営面積にかかわりなく地域の実態に合わせた市町村特認で、国との協議により加入できる道が開かれた。これに伴い従来の知事特認制度は廃止される。

今回の見直しで加入者の増加に期待がかかっている。

「担い手」の要件緩和

年齢制限の廃止・弾力化

認定農業者の認定にあたり、一部の市町村が独自の判断基準として年齢制限（65歳以下など）を設けている場合、その硬直的な運用により意欲ある高齢農業者が地域の担い手として排除されることがないよう、年齢制限の廃止又は弾力的に運用する。

また、集落営農組織については多様な実態があることを踏まえて、集落営農組織に課している5年以内の法人化要件や従事者の所得目標等の要件についても弾力化し、加入しやすくした。

品目横断的経営安定対策の用語の変更

現行の用語	新用語
品目横断的経営安定対策	＜北海道＞水田・畑作経営所得安定対策※ ＜都府県＞水田経営所得安定対策
ゲタ	＜北海道＞麦・大豆等直接支払い ＜都府県＞麦・大豆直接支払い
緑ゲタ	固定払
黄ゲタ	成績払
ナラシ	収入減少補てん
経理の一元化	共同販売経理

※一般的には「水田・畑作経営所得安定対策」が使用される。また、当分の間は新用語と旧用語を併記する。

農地政策の見直しに関する組織検討

農業委員会系統組織では、農地政策の見直しについて、農林水産省が11月6日付で公表した「農地政策の展開方向（農地に関する改革案と工程表）」の内容を踏まえ、農業委員会の現場から、農地行政の推進等にあたって懸念される事項や影響、具体的な見直し方向についての意見・提案等の検討を積み上げ、今後の政策提案等に反映させていくことになった。

農林水産省が11月6日に公表した「農地政策の展開方向について―農地に関する改革案と工程表―」は、中長期的に世界の食料需給の逼迫が見込まれる一方、国内の耕作放棄地が増大する中で、農地は農業資源として有効に利用されなければならないとの理念を明確にしたうえで、現場実態を踏まえつつ、農地政策の改革を具体化しようとするものだ。

具体的な改革事項は、①農地情報のデータベース化、②耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施、③優良農地の確保対策の充実・強化、④農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開、⑤所有から利用への転換による農地の有効利用の促進の５つ。

今後、工程表に沿って、計画的に進めることとし、平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるよう法制上の措置を講じるとしている。このため、農地制度の改正を視野に農地政策の見直しの検討が引き続き行われることになる。

農業委員会系統組織は、農地行政の一翼を担う機関として今回の農地政策の見直しについて強い関心を持って一昨年の秋から中央、地方を通じた有識者による検討が行われるとともに、政策提案や意見の公表等によりその実現に向けた取り組みを行ってきたところだ。

今回、農林水産省が公表した改革案の内容を踏まえ、農業委員会の現場から、農地行政の執行にあたって懸念される事項や及ぼす影響等について、２月末までに各農業委員会で意見集約を行い、これを積み上げて、平成20年5月末に開催される「平成20年度全国農業委員会会長大会」の政策提案等に反映させていくこととしている。

ニンニクの機能性

ニンニクの疲労回復効果

古代エジプト人は、原産地の中央アジアから輸入したニンニクを栽培し、疲労回復に供し、ピラミッドを造ったとされ、ピラミッドの中から黒化したニンニクが発見されている。日本でも、江戸時代には鳥獣肉を薬味に用い、疲れを癒したといわれ、「不許葷酒（くんしゅ）入山門」で、「禅寺などで寺門の傍の戒壇石に刻記する標語。浄念を乱すものは寺門内に入ることを許さぬ」という意である。葷（くん）はにおいのある菜の意で、精が付くなまぐさものと酒は若い僧達の修行の妨げになるから持ち込んではいけない、ということである。

糖質をエネルギーに換えるとき必要なビタミンB1は、水溶性のためすぐに尿から排泄されてなくなり、不足すると脚気になったりエネルギーが足りなくなってだるさを感じる。ところがニンニクの香り成分のアリシンは、ビタミンB1と結合すると活性持続型ビタミン（アリチアミン）となり、容易に排出されず、ビタミンB1の吸収は格段に高まることから、国産の合成技術開発と疲れに効果があるという宣伝文句と合わさり「アリナミン」は、武田薬品のヒット商品となった。また、アリシンやそのイオウ化合物は、大腸菌などの殺菌作用や、菌の出す毒素の中和作用を示し、最近、消化性潰瘍や胃がんの原因菌となる「Helicobacter pylori ヘリコバクター・ピロリ」を抑制する報告もある。このように、ニンニク（ガーリック）は健康食品としてもてはやされているが、最近ニンニクの食べ過ぎによる胃潰瘍の報告もあり留意が必要だ。

ニンニクの香り

ニンニクの香り成分アリシンは無傷なニンニクに存在せず、ニンニクを刻んだり、すりおろすと生成される、揮発性の有機イオウ化合物である。ニンニクはイオウを含む有機化合物を多く含み、これらから造られた化合物には、微量でも嗅細胞を強烈に興奮させる。ニンニク料理のあとの最も気になる口臭の「嫌なニオイ」の研究によると、「ニンニクの不快臭」は食後16時間後でも他人が感じる程臭く、そのニオイ成分は、口腔粘膜から各種消化管に到るまで、全身のあらゆる部位で発生している。

ニンニク汁液のブドウ樹休眠打破効果

ブドウ等落葉果樹の芽は秋から春まで休眠し、たとえ生長好適温度条件が与えられても発芽せず、芽が休眠から醒めるには一定期間の低温度を必要とする。超早期加温の施設栽培で十分低温に遭遇していないブドウ樹は加温してもうまく発芽せず、休眠打破で覚醒（かくせい）させる必要がある。一般的には石灰窒素浸出液など化学物質を用い、発芽を促進する休眠打破効果が知られている。剪定直後の枝の切り口にニンニク汁液を塗布し発芽が1～2週間促進される休眠打破効果が、岡山大学から報告されている。この有効成分は、揮発性で含量の多い二硫化ジアルリンが最も重要な休眠打破の有効成分と考えられている。

（元県果樹試験場長 赤井 昭雄）

本県では、吉野川市を中心に生産されている

徳島県農業会議等の行事予定

	会議等の行事予定	場所	対象者
１月			
１５日	市町村農業委員会会長・事務局長会議	徳島プリンスホテル	農業委員会会長・事務局長
１５日	徳島県農業法人協会若手勉強会	センチュリープラザ	農業法人構成員、従業員等
２２日	徳島県農業会議第328回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
２７日～２８日	徳島県農業法人協会新年会、視察研修	センチュリープラザ	農業法人協会会員
２８日	勝名地区農業委員会協議会研修会	上勝町役場	勝名地区農業委員会
３０日	集落営農組織税務研修会	ホテル千秋閣	集落営農関係者
２月			
１日	阿波の食財会（食の集い）・商談会	グランドホテル偕楽園	農業者、食品業者、消費者等
５日	県南部農業委員会連絡協議会	阿南市役所	県南部地区農業委員会
６日	市町村担い手育成総合支援協議会担当者会議	徳島合同庁舎会議棟	市町村、農業委員会担当者等
１５日	集落営農組織研修会	ホテル千秋閣	集落営農関係者
１９日	徳島県農業会議第329回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
２４日	新・農業人フェアー08	梅田スカイビル	新規就農希望者等
２６日～２７日	四国地区担い手交流会	徳島プリンスホテル	四国地区認定農業者
３月			
１２日	徳島県農業法人協会若手勉強会	センチュリープラザ	農業法人構成員、従業員等
１５日	新・農業人フェアー08	池袋サンシャインビル	新規就農希望者等
１８日	徳島県農業会議第330回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員

徳島県農業会議常任会議員会議で処理した農地法第４条・第５条の転用許可面積は右表（11月～1月）のとおりとなりました。

農地法第４条・第５条転用許可の面積

単位：㎡

	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	合計
11月	18,476	815	484	3,670	10,754	8,018	169	0	0	6,127	48,513
12月	12,627	0	3,905	16,591	8,294	170	729	3,273	0	9,951	55,540
1月	14,838	8,602	579	9,040	9,133	1,523	407	0	9,804	5,207	59,133
合計	45,941	9,417	4,968	29,301	28,181	9,711	1,305	3,273	9,804	21,285	163,186

全国農業図書紹介

平成19年度版 よくわかる農家の青色申告

青色申告制度、手続き、記帳の実務、確定申告書作成から申告までを記入例を交え、やさしく解説。これから青色申告を始める人、青色申告農家、座右の手引書です。最新の申告書・決算書に対応しています。

目次

第1章 青色申告制度のあらまし
第2章 青色申告の手続き
第3章 青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付
第4章 簿記記帳の実務
第5章 確定申告書の作成と納税
第6章 消費税の概要
第7章 その他

定価 七〇〇円
規格 Ａ４判 95頁

【図書のｉ-モード携帯サイト】
http://www.noa.or.jp/tosho/i/

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的利益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週間の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百円
発 行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あとがき

「かけはし21」第９号について

11月に公表された農水省の農地政策の見直しについて改革案と工程表が示されたが、その中で、耕作放棄地については現状を把握した上で５年後を目途に耕作放棄地の解消を目指す。本年度は全農業委員会で耕作放棄地の調査を実施したが、これをベースにきめ細かな解消対策が実施出来るよう施策の充実が望まれるところだ。（T･M）

徳島県農業会議へのお問い合せ
TEL（088）621-3054　fax（088）655-8364
URL　http://www.tokukaigi.or.jp
mail home@tokukaigi.or.jp